

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月27日(月) 15時26分から16時49分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)

会長	木幡孝雄
会長職務代理者	内野淳志
委員	14人
4. 欠席委員 0人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について
 - 6 議案2 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案5 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 10 議案6 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく要請について
 - 11 議案7 滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について
 - 12 協議1 農業委員会法令遵守の申し合わせ決議について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 18 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 16 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 4 番、太田委員、5 番、又村委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りいたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。 議事日程 5 番、議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について説明します。今月は 13 件です。 1 番、北滝の川 1 番、現況地目「田」、面積 27,447 m²、さんとさんの解約です。解約理由は、貸主の申出によるものです。議案第 6 号で説明しますが、所有権移転を予定しています。 2 番から 6 番までは耕作者 さんの借主の申出による解約です。経営

	移譲に伴い農業者年金も申請することからすべての耕作権を今回で解約します。議案第 5 号で説明しますが、 さんが耕作を担います。 2 番、北滝の川 番、現況地目「田」、面積 6,513 m²、 さんの解約です。 3 番、北滝の川 番、現況地目「田」、面積 30,541 m²、 さんとの解約です。 4 番、北滝の川 番、現況地目「田」、面積 43,257 m²、 さんとの解約です。 5 番、北滝の川 番、現況地目「田」、面積 15,631 m²、 さんと JA たきかわ転貸の解約です。 6 番、北滝の川 番、現況地目「田」、面積 12,965 m²、 さんと JA たきかわ転貸の解約です。来月、あっせんによる売買を予定しています。 7 番、北滝の川 番、現況地目「田」、面積 11,602 m²、 さんと さん、JA たきかわ転貸の解約です。借主の申出による解約です。議案第 5 号で説明しますが、耕作者の老齢による規模縮小のため新たな賃貸借を予定しています。 8 番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 10,506.23 m²、 さんと さん、JA たきかわ転貸の解約です。借主の申出による解約です。議案第 5 号で説明しますが、耕作者の傷病による規模縮小のため新たな賃貸借を予定しています。 9 番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 13,217 m²、 さんと さんの解約です。借主の申出による解約です。議案第 5 号で説明しますが、耕作者の傷病による規模縮小のため新たな賃貸借を予定しています。 10 番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 31,134 m²、 さんと さんの解約です。借主の申出による解約です。耕作者の規模縮小に伴い解約しましたが、現段階で次の耕作者が決まっておりません。 11 番、江部乙町 番、現況地目「畑」、面積 10,585 m²、 さんと
--	---

	さんの解約です。借主の申出による解約です。耕作不便地であることから解約しましたが現段階で次の耕作者が決まっておりません。 12番、江部乙町 番、現況地目「畑」、面積 44,656 m²、さんとさんの解約です。貸主の申出による解約です。議案第5号で説明しますが、新たな賃貸借を予定しています。 13番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 35,641 m²、さんとさんの解約です。貸主の申出による解約です。次の耕作者は決まっており、来月新たな賃貸借を予定しています。 本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。 説明が終わりました。質疑意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第1号について、原案のとおり決定とします。 議事日程6番、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。 1番、2番、北滝の川 番、北滝の川 番、現況地目「田」、面積 26,348 m²、2番、「田」 59,388 m²、「畑」、面積 2,785 m²、さん、さん、さんとの3条使用貸借の解約で、解約理由は貸主の申出によるものです。議案第3号で説明しますが、経営移譲による解約です。 3番、江部乙町 番、現況地目「畑」、面積 16,457 m²、さんとさんとの3条使用貸借の解約で解約理由は、貸主の申出によるものです。遠隔地の農地を、議案第5号で説明しますが、近隣耕作者に賃貸借する予定です。 本案件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされているの
--	---

		で、解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議	長	説明が終わりました。議案第 2 号申請番号 3 番を除く 2 件について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号申請番号 3 番を除く 2 件について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 2 号申請番号 3 番を除く 2 件について、原案のとおり決定とします。次に議案第 2 号申請番号 3 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員 1 5 : 4 2 退室)
議	長	議案第 2 号申請番号 3 番について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。議案第 2 号申請番号 3 番については、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 2 号申請番号 3 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
		(委員 1 5 : 4 3 入室)
議	長	議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は使用貸借権 6 件、所有権移転 2 件です。
		1 番、2 番、3 番、北滝の川 番、北滝の川 番、北滝の川 番、地目「田」、面積 10,086 m ² 、「田」、面積 26,348 m ² 、「田」、面積 59,388 m ² 、「畑」、面積 2,785 m ² 、さん、さん、さんからさんへの 3 条使用貸借です。認定農業者となったさんに経営譲渡するものです。

		4 番、北滝の川 番、地目「田」、面積 186,699 m²、「畑」、面積 2,140 m²、 さんから さんへの 3 条使用貸借です。認定農業者となった さんに経営譲渡するものです。 5 番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 250,749 m²、「畑」、面積 99,985.88 m²、 さんから さんへの使用貸借です。認定農業者となった さんに経営譲渡するものです。 6 番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 188,901.25 m²、「畑」、面積 128,615 m²、 さんから さんへの使用貸借です。認定農業者となった さんに経営譲渡するものです。 7 番、江部乙町 番、現況地目「畑」、面積 1,815 m²、 さんから さんへの 3 条売買です。譲渡の理由は老齢・離農による農地処分で、譲受人は、近隣耕作地購入による経営の安定化を図るため譲り受けるものです。売買金額 90,000 円となっています。 8 番、西滝川 番、地目「田」、面積 7,130 m²、 さんから さんへの 3 条売買です。譲渡の理由は経営規模縮小によるもので譲受人は、近隣耕作地購入による経営の安定化を図るため譲り受けるものです。総額 500,000 円となっています。
議 長	員	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
委 員		2 番、3 番だが、孫への経営移譲でも問題ないのか。
説 明 員		はい、孫でも経営移譲できます。
議 長		他にございませんか。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 3 号については原案のとおり決定といたします。
		議事日程 8 番、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明

議 各 議 各 委 員 議 長 各 委 員 議 長 説 明 員	いたします。今月は所有権移転2件です。 1番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。 転用面積 340 m²、転用目的は一般個人住宅の建築です。 2番、花月町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。 転用面積 386 m²、転用目的は一般個人住宅の建築です。 工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。以上1番から2番まで用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。 説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第4号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第4号については原案のとおり決定といたします。 まもなく午後4時になることから、農業委員会会議規則第7条により会議を延長します。 議事日程9番、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。 今月は貸借権の設定が21件、使用貸借1件です。件数が多いので更新については、氏名と期間、10a当たり金額のみ説明とします。 1番、 さんから さん、期間は10年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。更新ですが、朝日町東の農地の耕作は更新していません。 2番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000
--	---

	円です。 3 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 4 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 5 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 6 番、7 番、 さんから さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、4,000 円、2,000 円です。 8 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 9 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、7,000 円です。 10 番から 21 番までは新規の貸借となります。 10 番、北滝の川 番、地目「田」面積 11,602 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。今まで さんが耕作していましたが、新たに さんが耕作します。 11 番から 14 番まで さんから経営移譲した さんが期間 10 年、10a 当り 8,000 円で新たに耕作します。 11 番、北滝の川 番、地目「田」面積 15,631 m²、 さんからの賃貸借です。 12 番、北滝の川 番、地目「田」面積 6,513 m²、 さんからの賃貸借です。 13 番、北滝の川 番、地目「田」面積 43,257 m²、 さんからの賃貸借です。 14 番、北滝の川 番、地目「田」面積 30,541 m²、 さんからの賃貸借です。 15 番、江部乙町 番、地目「田」面積 16,483 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。老
--	--

		齢による経営規模縮小のため、土地改良事業により耕作面積が縮小したさんに賃貸借するものです。 16 番、江部乙町 番、地目「田」面積 12,891 m²、さんからさんへの賃貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。15 番と同様の理由でさんに賃貸借するものです。 17 番、江部乙町 番、地目「田」面積 10,506.23 m²、さんからさんへの賃貸借で期間は 8 年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。前耕作者の傷病による経営規模縮小のため、さんに賃貸借するものです。 18 番、江部乙町 番、地目「田」面積 13,217 m²、さんからさんへの賃貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,300 円です。前耕作者の傷病による経営規模縮小のため、さんに賃貸借するものです。 19 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 44,656 m²、さんからさんへの賃貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。今までさんが耕作していましたが、さんが耕作します。 20 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 16,457 m²、さんからさんへの賃貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、2,370 円です。遠隔地の農地であることから、近隣耕作者のさんに賃貸借するものです。 21 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 115,073 m²、さんからさんへの賃貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。これまで JA たきかわ転貸で貸借していましたが期間満了に伴い、相対でさんに賃貸借するものです。 22 番、江部乙町 番、地目「田」面積 4,966 m²、さんからさんへの使用貸借で期間は 5 年間です。農地が狭く、傾斜地にあり耕作条件が良くないこと、他に耕作者もいないことからからさんが使用貸借として耕作します。以上で説明を終わります。
議	長	説明が終わりました。議案第 5 号、申請番号 20 番を除く 21 件について、質疑、意見を求めます。
委	員	22 番ですが、無料で貸借するのですか。

説 明 員	はい、北側の農地が既に使用貸借地になっており、他に耕作者もいなかったのので、使用貸借として耕作することになりました。土地改良区の賦課金のみ耕作者が負担します。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
	質疑意見を終了します。議案第5号申請番号20番を除く21件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第5号申請番号20番を除く21件について、原案のとおり決定いたします。次に議案第5号申請番号20番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員16：04退室)
議 長	議案第5号申請番号20番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第5号申請番号20番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第5号申請番号20番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員16：05入室)
議 長	議事日程10番、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく要請について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第6号について説明します。11月4日、さんより北滝の川番、地目「田」24,447㎡の売渡のあっせんの申出がありましたので、農事組合、農地の耕作者さんに農地あっせんの申出を通知したところ、さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を12月15日9時55分から市役所4階401会議室で開催し、あっせんは成立となりましたが買い手のさんより今すぐの購入

		が難しい旨の申し出があり、農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買い入れが必要であると認められることから、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、滝川市長に要請するものです。あっせんの価格は、10a 当たり「田」25万円、総額6,861,000円となっています。千円以下の端数がつきますが、農業公社の農地保有合理化事業扱いなので切り捨てとなります。土地条件としてパイプライン未設置、東側の農地は粘土地となっており、附帯物件はありません。
議 長	説 明 員	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
委 員		ここは将来的に基盤整備の入るところなのか。
説 明 員		基盤整備の予定はありません。基盤整備されていないのでパイプラインも入っていません。
議 長		他にございませんか。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了します。議案第6号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第6号については、原案のとおり決定いたします。
		議事日程11番、議案第7号、滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
		(農政課担当 入室)
説 明 員		議案第7号について説明いたします。滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見についての説明となります。今回は2件です。 1番、江部乙町在住の さんが所有する農地の農業振興地域からの一部除外について滝川市長に申請があり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、滝川市長から農業委員会に意見を求められましたので、総会にお諮りするものです。除外する農地は江部乙町 番、地目「田」、面積210㎡、 さんの農家住宅建築によるものです。 2番、 市にある さんが所有する農地の農業振興地域からの一部除

		外について滝川市長に申請があり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、滝川市長から農業委員会に意見を求められましたので、総会にお諮りするものです。除外する農地は江部乙町 番、地目「山林」、面積 49,586 m²、34,806 m²、森林法に基づく植栽を行うためのものです。 以上、農業委員会として意見があれば市長に提出したいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	委員長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
委 員	説明員	自社所有地で植栽目的で地目が「山林」でも除外は必要なのか。
説 明 員		本来、農振法が外れるべき地域だったのですが、大きい幹線例えば国道12号線沿いなどは一括して除外に掛かっているのですが、そうでない細かい区域は掛かったままなので除外が必要になります。森林法の上に農振法が掛かっているので、作業をするうえで間伐で伐採したら森林法で木を植えなければならない、そうすると農振法を解除しないと植えることができないとなっています。
説 明 員		本来、森林法と農振法が重なることはないのだが、このような区域が存在するので手続が必要になってきます。非農地の「山林」なのですが農振区域の対象の除外には農業委員会に意見を聞かなければならないので今回提出せざるを得ない。
議 長	各 委 員	他にございませんか。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了します。議案第7号について、「意見なし」と回答することよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第7号については、「意見なし」として回答いたします。
		(農政課担当 退室)
議 長		議事日程12番、協議第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局に説明を求めます。
説 明 員		協議第2号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明し

		ます。お手元の紙面をご覧ください。農業会議から農業委員会会長あてに文書が来ており、令和元年10月以降、各地の農業委員会で起きた農業委員の不祥事について、令和元年11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会で農業委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織の綱紀粛正の徹底を図ることが全国レベルで確認されました。この主旨に則り、各市町村の農業委員会総会で別紙のような法令遵守の申し合わせ決議を行ってほしいという要請があったところです。今後も綱紀保持の姿勢を強く打ち出すために毎年度、1回以上の同様の取り組みを実施されるよう北海道農業会議より依頼が来ていますので昨年に引き続き、決議をするものでございます。私が決議文を読み上げますので、内容についてご確認のうえ、徹底いただけるようお願いいたします。（決議文読み上げ）以上です。
議 委 説 明	長 員 員	説明が終わりました。協議第1号について質疑、意見を求めます。 不祥事の内容はどのようなことですか。 農業委員、会長が不動産業も営んでおり、農地転用に係って本来転用できない案件を許可し、それに際し金品の授受を受けたということです。
議 各 議	長 委 員 長	他にございませんか。 （なしの声あり） 質疑意見を終了します。協議第1号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 議	委 員 長	（異議なしの声あり） 本日の議案については、以上でございます。 その他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。 （各推薦委員から事務連絡あり）
議 説 明 議	長 員 長	その他、事務局からお願いいたします。 （行事日程について資料に基づき報告） 第19回総会は1月27日15時30分からということで決定しま

	す。 以上をもちまして、第１８回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。（１６：４９）
--	--